

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成30年2月14日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成30年1月30日付けで行った保護廃止決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成20年9月1日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成24年11月15日以降保護を要しなかったものとして、平成29年11月1日をもって請求人の保護を廃止する決定（以下「本件決定」という。）を行い、平成30年1月30日付けで通知した。
- 3 請求人は、平成30年2月14日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の記載がある。

処分庁が保護廃止したことわ一方的であり違法である。

- (2) 審理員が平成30年5月17日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

平成24年11月14日 水道閉栓申し込んだ覚えがない。自分なり普段通の生活していた。電気及水道外出先で済ませた。法律用語意味一切分からない。68号、第29条第5項、32条第13項 法律用語分からない。

娘から自分事全行う宣告されてる。体調不良で病院を点々してる始末。

- (3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 本件決定通知書には、「法による保護を次のとおり廃止したので通知します。」との記載があり、「廃止する時期 平成29年11月1日、廃止・停止の理由 現住居に住んでいないため水道をほぼ使用していないと請求人が自ら水道局に申立て閉栓に至ったこと、閉栓以降の水道メータに変わりがないこと、処分庁による各種調査の結果から、現住居で生活しているとは認められず、水道を閉栓した日の翌日平成24年11月15日以降保護を要しなかったものと判断し、保護を廃止します。「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の問12の答2に基づき、平成29年11月1日付で保護廃止とし、保護を要しなくなった平成24年11月15日以降にかかった保護の費用については別途徴収するものとします。」との記載がある。

2 処分庁の主張

- (1) 審理員が平成30年4月18日に受理した処分庁の弁明書には、以下の記載がある。

ア 本件の経過

請求人は、住所Aを居住地としていたが、保護申請当初から申請のあった請求

人宅には生活感がなく、訪問の都度生活実態を確認するも、請求人は居住しているとの主張を繰り返していた。

平成29年11月15日に請求人宅を訪問するも不在であったため、近隣住民に聴き取りを行ったところ、請求人は清掃や郵便物の回収のために現れる程度で、住所Bの請求人の長女（以下「長女」という。）宅で同居しているようであるとの情報を得た。

平成29年12月1日付けにて法第29条に基づき水道局へ水道使用量の調査を行ったところ、平成24年11月14日に閉栓していることを確認した。平成29年11月15日付けにて同条に基づき電気使用量についても調査を行ったところ、使用しているものの平均月額が1,000円程度であり、総務省統計局の家計調査による65歳以上単身世帯の電気料金と照らして大幅に下回っていることが判明した。

平成29年12月15日にケース診断会議を開催し、請求人の保護を継続するか協議した結果、ライフラインの使用状況のみをもって直ちに保護を廃止することは難しいと判断し、請求人が現に居住している場所が何処であるか、継続して調査を行うこととなった。

平成30年1月4日付けにて法第29条に基づき、水道局へ水道を閉栓した経緯について確認したところ、請求人より「住んでいないのでほとんど使用していない」との連絡を受け、閉栓に至ったことを確認した。また、平成29年11月15日付けにて同条に基づきガスの使用状況についても調査を行ったが、契約していないことが判明した。

平成30年1月4日、請求人宅の地区の民生委員に請求人についての情報提供を依頼したところ、同月5日、夜間に請求人の居住地を見に行ったが電気が点いていなかったとのことで、その他に近隣住民にも聴き取りをしたが、滅多に姿を見ないと報告があった。また、調査により、請求人が長女宅の鍵を保有しており、当該住宅からの外出および当該住宅への帰宅を3度確認した。

同月17日に請求人が来庁し、水道を請求人が自ら閉栓したことについて確認すると、「そうだったかもしれない」と曖昧に返答し、現在も水道は使用出来ていると主張した。ガスについては、請求人が費用を支弁してガスパイプを請求人宅の敷地内に引き込む工事は行ったが、宅内への引き込みはしておらず、使用出来ない状況であるとの説明があった。

同日、水道局へ閉栓後も水道は使用出来るか確認したところ、バルブが緩んでいれば使用出来る可能性もあるが、閉栓後も検針しており、請求人宅のメーターは閉栓時から変化していないとの回答を得た。

同月23日、請求人宅へ訪問し、水道の流水を確認した。請求人は閉栓した覚えはなく、バルブの細工等もしていないと主張した。また、請求人は長女との関係について、正月に会う程度であり、長女宅で寝泊りすることはないと答えたが、請求人より長女宅で間借りとして生活保護を継続して受給したいとの訴えもあつ

た。

同月29日に再度ケース診断会議を開催し協議した結果、水道局へ自ら閉栓を申し立てた平成24年11月14日以降平成30年1月に至るまで水道メーターに変わりがないこと、その他各種調査等の結果から、請求人は請求人宅では生活していないものと判断し、水道を閉栓した翌日である平成24年11月15日以降保護を要しなかったものとして、課長通知第10の12の答2に基づき、平成29年11月1日付で保護を廃止するとの結論に至った。

イ 棄却を求める理由

請求人が自ら住んでいないとして水道の閉栓を申し出たこと及びその後も水道メーターの指示数に変化がないことを鑑みれば、請求人宅が請求人にとっての居住地とは認められず、長女宅を居住地として生活している様子を確認したことから、少なくとも水道の閉栓以降は請求人宅での単身世帯としての保護は要しなかったものと判断し、保護廃止を決定したものである。

ウ 以上のとおり、本件決定には何ら違法や不当はないため、この審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成24年1月27日付けのケース記録票には、「水道局へ問合せする 契約者名 請求人、使用状況 1立方」との記載がある。

イ 平成24年1月30日付けのケース記録票には、「請求人処分庁認定地に居住している。住基を移すのは運転免許証等の住所変更が煩しいためしてない。今まで何も言われなかったためとのこと。請求人へ住所変更するよう指導。変更後、報告するようにしておく。」との記載がある。

ウ 平成24年11月13日付けのケース記録票には、「11/7不在メモを投函。請求人よりTELあり。訪問する。請求人在。家は荷物も少なく、きれいに片づいている。数部屋あるが請求人は2階の6畳程の部屋にこたつを置いて、そこに布団を敷いてほとんどそこだけで生活をしているとのこと。」との記載がある。

エ 平成29年4月27日付けのケース記録票には、「請求人宅訪問、請求人在宅。室内は殺風景で生活感がない。二階にテーブルと机があるだけでその他家財道具は見当たらない。今のところ介護は不要であるとのこと。食事はすべて外食している。」との記載がある。

オ 平成29年8月29日付けのケース記録票には、「請求人宅訪問、請求人在宅。部屋は殺風景で生活感がない。二階にテーブルと机があるだけでその他家財道具は見当たらない。(中略) 請求人にここで生活しているのか問うも住んでいるとの回答。食事はすべて外食している。」との記載がある。

カ 平成29年11月15日付けのケース記録票には、「抜き打ちにて訪問。請求人不在。近隣住民に聞き取りしたところ、2週間おきに換気と掃除をしにくるだけで住んではない、町会などの付き合いもなく人間性はよくわからない、住所Bに住む長女と同居しているようであるとのこと。」との記載がある。

キ 平成29年11月15日付けのケース記録票には、「水道局に確認。平成20年9月より利用者は請求人で契約されているが、ずっと基本料金で推移している。使用料からみてもごく僅かであり全く使用されていない月もあり。平成24年11月14日には閉栓となり現在に至る。」との記載がある。

ク 平成29年11月22日付けの関西電力株式会社からの回答書には、平成20年11月以降の使用量は30~40 kWh、金額は1,000円未満でおおむね推移しており、最も多い月で48 kWh、1,140円である。

ケ 平成29年12月8日付けの水道局からの回答書には、請求人宅の水道料金として、調定年月が平成22年10月から平成24年11月までの間は、3,126円との記載があり、平成24年11月は0円との記載がある。

コ 平成29年12月15日付けのケース記録票には、「水道局に架電、平成24年11月15日に請求人より連絡があり住んでいないから閉栓して欲しいとの依頼があって、対応したとの記録が残っている。料金滞納は一度もなかった。」との記載がある。

サ 平成29年12月27日付けの調査経過報告書には、調査結果として、「①長女宅に帰宅し、自ら鍵を開けて入っている。②朝は、ほとんど自転車が長女宅に駐輪されている。③夕方、長女宅に帰宅している。」「生活の実態が長女宅中心の行動であると感じられるため、請求人、長女ともに呼び出し、長女と同居しているのであれば扶養の意思を確認し、保護を廃止するか、現住所地に実際に居住するかを指導する必要があるかと思料する。」との記載がある。また、行動確認状況として、「12月18日(月) 店を出て自転車で、長女宅に帰宅し、鍵を開けて家に入る。」「12月19日(火) 長女宅は3階建ての一戸建て住宅であり、1階駐車場に請求人の自転車有り。」「12月20日(水) 請求人の自転車、長女宅ガレージに駐輪。」「12月21日(木) 請求人発見。自転車で長女宅に帰宅する。」

「12月22日(金) 請求人自転車で長女宅に帰宅」、「12月27日(水) 長女宅ガレージに請求人の自転車有り。」との記載がある。

シ 平成30年1月5日付けのケース記録票には、「民生委員より受電。平成30年1月4日夜、請求人宅の様子を見に行ったところ電気も点いておらず真っ暗だった。近隣住民に聞き取りしたが滅多に姿を見たことがなく、生活している様子も全くないとの情報を得たとのこと。」との記載がある。

ス 平成30年1月9日付けの水道局からの法第29条に基づく調査の回答書には、「閉栓理由 平成24年11月15日に使用水量0tのメモを見て、本人から連絡があり、住んでいないのでほとんど使用していない為、一時的に閉栓する。」との記載がある。

セ 平成30年1月16日付けの大阪ガス株式会社からの回答書には、「回答不可理由 氏名該当ありません。」との記載がある。

ソ 平成30年1月17日付けのケース記録票には、「水道を閉栓していることについて問い質すと、風呂は銭湯を利用しているが、水道は使えるトイレも利用しているとの返答あり。居住していないから閉栓してくれと請求人から言ったのではないのかとさらに問うと、そうだったかもしれないと曖昧な返答だった。(中略) 水道は今も使える、水道が流れるところを見に来て欲しいとの訴えがあったため、後日訪問すると伝えておく。近隣住民から居住していないと聞き取ったことについて問うと、いつも夜に帰宅しており、電気もすぐに消すので気付かれていないだけであるとのこと。」との記載がある。また、「水道局へ架電。閉栓になっていてもバブルが緩んでいたら水が流れる可能性もある。ただ、閉栓後も検針しており、直近(数ヶ月前)までメーターは変わっていないとのこと。」との記載がある。

タ 平成30年1月23日付けのケース記録票には、「請求人宅訪問。処分庁が請求人が現住居で居住していないのではと考えていること、もし住んでいないとなれば保護が廃止になる可能性があること、保護廃止日によっては保護費を返納してもらう必要があることを説明。今回の訪問は請求人の保護の継続性について検討するためであることや、請求人以外の者から聞いた内容についても合わせて検討し、保護を廃止するかどうか決めることを説明し、了承を得て下記について聴取。

①ライフラインや生活状況等について

水道を閉栓した覚えは無いし、バルブの細工等もしていない。ガスは、都市ガスは引き込み工事をしていないので使えない。プロパンガスも、ガスタンクは撤去にお金が掛かると言われたのでそのままにしているが、契約していないので使用出来ない。業者に電話すれば使えるようになる。銭湯を利用。

洗濯機も廃品回収車に5,000円払って持って行って貰ったので、コインランドリーへまとめて持って行っている。

(中略)

④長女との関係等について

長女とは正月の時に会う程度であり、友達のところへ寝泊りすることはあっても、長女宅に泊まることは無い。家主が現住居を売却と言っているため、出て行くとなれば長女宅に転居したいと考えているが、長女も生活に余裕がある訳ではないので、請求人だけ継続して保護を受給したい。長女宅とは言え、間借りするのだから家賃として今の半分程度でも払おうと思っているとのこと。長女宅で生活するとなれば、間借りとしての認定は難しいし、長女宅で生活する全員の収入や資産を申告して貰った上で要否判定を行うので、請求人の思惑通りにはいかないと説明。なお、長女にも話を聞きたいと考えているが、いつ頃帰宅するか尋ねたところ、長女は自分たちが寝ている23時30分頃に帰宅することもあるが、大体18時～19時頃には帰宅すると答えた。

⑤請求人宅内の状況について

請求人宅は2階建てで、2階にはこたつとテレビが置いてある他に家財はなし。1階は台所に冷蔵庫があるのみ。水道は、1階の流し台にて通水を確認。トイレも使用感があつた。」との記載がある。

チ 平成30年1月25日付けのケース記録票には、「長女より受電。請求人とは普段から全く交流がない。平成30年の正月に請求人が少し立ち寄ったのみであるとのこと。」との記載がある。

ツ 平成30年1月29日付けのケース診断会議の診断票には、診断結果として「水道局に、住んでおらず水道をほぼ使用していないと請求人が自ら申立て閉栓に至ったこと、平成24年11月14日の閉栓以降平成30年1月に至るまで水道メーターに変わりがないこと、指導官による調査や民生委員からの情報等から、現住居で生活しているとは認められないため、水道を閉栓した日の翌日である平成24年11月15日以降保護を要しなくなったものと判断し、課長通知第10の12の答2に基づき、平成29年11月1日付で保護廃止とする。保護を要しなくなった日以降に支給した保護費について、時効分を除いた平成25年3月から平成30年1月までに支給した分(合計10,231,030円)を法第78条徴収対象とし、特に悪質と認められるため、100分の40を乗じた金額(合計1,323,182円)を徴収金額とする。なお、保護廃止及び法第78条徴収の決定については窓口で通知書を手交することにより通知する。また、告訴については、法第78条徴収金の一括納付に応じるかどうか等により判断する。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。
- (2) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。
- (3) 課長通知の第10の問12の答は、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらねたい。」と定め、「2 保護を廃止すべき場合」として、「(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」を定めている。

また、「なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行うこと。」と定めている。

2 本件決定について

(1) 請求人の居住実態について

処分庁は、請求人の居住実態について疑義が生じたことから、水道等の使用状況や近隣住民への聴き取り、適正化担当者による調査及び請求人からの聴取を経て、請求人が水道を閉栓した平成24年11月14日の翌日から請求人宅での単身での保護を要しなかったとして、前記理由1(3)に照らし、本件決定を行ったことが認められる。

請求人は、請求人宅が居住地である旨主張しているが、請求人が自ら水道の閉栓を行っていたことや電気の使用状況、調査の結果判明した請求人の日常生活等からすると、請求人宅において居住実態があるとは認められないとした処分庁の判断に

は一定の合理性が認められ、請求人の主張を採用することはできない。

(2) 保護の廃止要件について

しかしながら、処分庁は、認定している請求人宅での居住実態があるとは認められないということのみをもって請求人の保護を要しないと判断しているが、法第26条の規定により、職権によって被保護者の保護の停止又は廃止を行う場合の取扱い基準は、前記理由1(3)のとおり示されているところ、請求人の生活実態に基づいた保護の必要性について検討を行った形跡を見出すことができない。

また、処分庁は、平成24年頃から、水道局に調査を行うなど、請求人の居住実態に疑念を持っていたことが伺えるにもかかわらず、保護の廃止の可能性を示した上での生活実態に関する請求人からの聴取は、本件決定の直前に1度行われているのみであり、その間、居住実態について明らかにするようにといった内容の指導指示や助言等を行った形跡も見当たらない。

(3) まとめ

以上のとおり、本件決定の判断過程における調査・検討は十分であるとはいえず、また、手続きに瑕疵があるといわざるを得ないことから、本件決定には違法又は不当な点があると認められ、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年12月17日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算

して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

